

- 第 63 回全国保育研究大会 宣言 -

すべての人が子どもと子育てに  
関わりをもつ社会の実現をめざして

令和元年 11 月 13 日 全国保育協議会

本年は、国際連合で「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択されてから30年、日本が批准して25年となります。10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、現在は、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しの議論が行われています。私たちは、すべての子どもにとっての最善の利益の保障に向けて、教育・保育の質の向上と量の拡充を両輪として、その実現をめざしています。本日、私たちは日々の成果を広く発信し、社会にアピールするために、ここ広島市に集いました。

すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現に向けて、わが国の乳幼児期の教育・保育を担う事業者として、そのあり方を自らに問い続け、充実した環境の確立を進めます。社会・地域からの信頼を一層高められるよう、第63回全国保育研究大会の開催にあたって、次のとおり宣言します。

- 一、私たちは、児童が適切な養育を受け、心身の健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した、児童福祉法の理念を堅持し、すべての地域において、子どもの発達に適した成育の場を確保し、適切な発達を保障します。
- 一、私たちは、子どもの虐待や貧困などの課題の解決につながるよう、社会からの要請や地域の子ども・子育て支援ニーズに応え、保育の専門性を活かした地域の児童福祉施設としての機能を充実させます。
- 一、私たち、保育所・認定こども園等の職員一人ひとりが社会の課題に向き合いながら、保育の質を高めていくために研鑽し、自身の質の向上に努めます。
- 一、私たちは、自然災害などの被災地における子どもや、子育て家庭を含む地域のすべての方々への支援に継続して取り組むとともに、平時より子どもたちの安全・安心を守ります。
- 一、私たちは、実践を担う保育士・保育教諭等の、キャリアアップの仕組みの構築と処遇改善、保育現場における「働き方改革」の実現をはじめとした就労を取り巻く課題に主体的に向き合い、改善に取り組みます。
- 一、私たちは、教育・保育の供給体制の整備・維持を図るため、経営の透明性の確保・向上を進め、公益性を発揮するとともに、子どもを取り巻く制度改革に対し、必要な提言を行い、よりよい保育を実現します。

令和元年11月13日